議第228号

滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案 上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由紀子

滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例 滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例(昭和45年滋賀県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項および第14条第6項中「者に対しては」を「ときは」に改める。

別表中「370」を「400」に、「、25歳」を「または25歳」に改め、「または65歳以上の者」を削り、「430」を「460」に、「610」を「660」に、「270」を「290」に、「560」を「600」に、「340」を「370」に、「980」を「1,060」に改め、同表中注5を注6とし、注4を注5とし、注3を注4とし、注2を注3とし、注2として次のように加える。

2 県内に居住する65歳以上の者および障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2 条第1号に規定する障害者をいう。)がキャンプ施設およびロッジを使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。